

成年後見制度の利用促進について問う

質問者 小 川 龍 美

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害等により財産の管理や日常生活に支障がある人を支える制度で、平成12年に施行された。その後、認知症高齢者は年々増加しており、知的・精神障がい者も増加傾向にあるが、成年後見制度の利用率は低い。このような状況を鑑み、国は平成28年4月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を成立させた。地方公共団体にも自主的かつ主体的な施策展開が求められるがどう取り組むのか。